

# 仁川小だより



7月号

令和5(2023)年6月30日

## 「新たな価値」があふれる時代を生きていく子どもたちに必要なこと

テレビ、新聞、ウェブ等のニュースでよく取り上げられるマイナンバー制度。最近では、マイナンバーカード(以下「マイナカード」)による証明書発行サービスの誤交付、健康保険証と一体化した「マイナ保険証」の情報登録ミス、公的給付金の受取口座をひもつける際の口座登録ミス等、相次ぐトラブルを受け、マイナンバー制度に対する不安や怒りの声が広がっている様子が連日報道されています。

私自身、制度導入当時は行政機関で仕事をしてきたことから、立場上、マイナカードの先行取得を促され、交付初年度(H28)には手にしていました。当時は、マイナカードに埋め込まれた情報によりカードをかざして職場の入出ゲートを通していましたから、日々の生活にマイナカードは不可欠だったわけです。しかし、コンビニで住民票を取得できるという便利なサービスは、未整備を理由に数年間は使用できませんでした。加えて、異動に伴う転居のたびにマイナカードも情報更新が必要ですから、転出する役所と転入する役所において煩雑な手続きが生じ辟易しました。

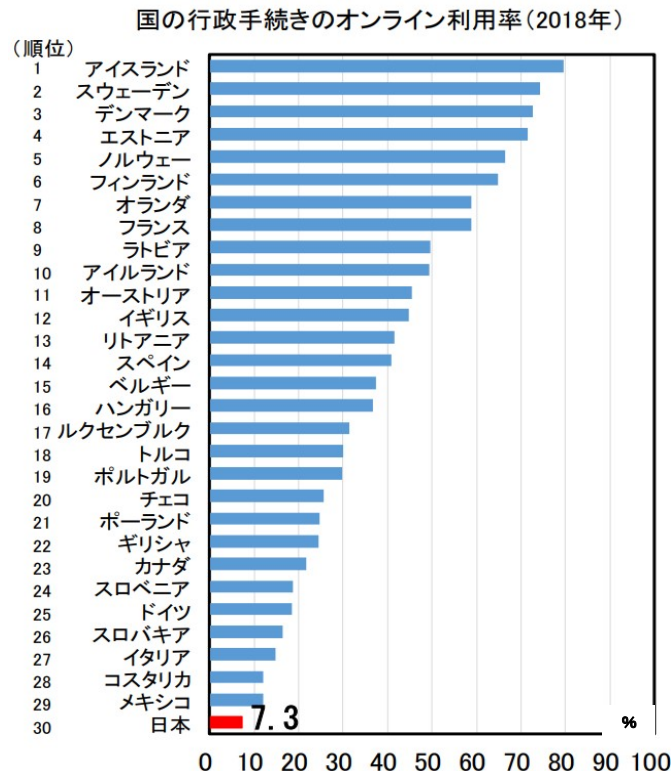
では、どうしてこのような面倒な制度の導入が求められているのでしょうか。

本制度の主管である総務省のHPには次のように記してあります。

マイナンバー制度は「行政の効率化」「国民の利便性の向上」「公平・公正な社会の実現」のための社会基盤です。マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

「国民の利便性の向上」という点においては、市役所、税務署等、複数の機関を回って入手し提出を求められていた書類が制度導入後は削減されるなど、面倒な手続きが簡単になるようです。これまで相当かかっていた時間や労力が大幅に削減され、手続きが正確でスムーズになることは大歓迎です。こうしたICTを活用した行政手続きについて、OECDのデータベースを活用した国際比較が右図のとおり示されています。2018年の調査によると、日本は回答国30カ国のうち最下位です。逆風の中の制度促進も、仕方がないかもしれません。

子どもたちのICT活用については、同年度のOECDによる国際的な学習到達度に関する調査(PISA)で、次のように報告されていました。「普段の一週間のうち、教室の授業でデジタル機器をどのくらい利用しますか」という設問に対して国語の授業に



ついて「利用しない」は、OECD平均が48.2%であるのに対して日本は83.0%でした。他教科も概ね同様であることから、「授業でICTを活用しない国 第1位」という結果となりました。さらに「コンピューターを使って宿題をする」について78.8%が「まったくか、ほとんどない」と回答しており、「コンピューターを使って宿題をしない国 第1位」でもありました。

一方で、「学校以外の場所でデジタル機器をどのくらい利用していますか(携帯電話での利用も含む)」という設問では「一人用ゲームで遊ぶ」について1位、「ネット上でチャットをする」についても1位になるなど、「遊び」でデジタル機器を使う国としては上位でした。

「他国のことは気にせず、我が国はマイペースで！」と考えたいところですが、今以上に人、もの、金、情報が国を越えて移動する、変化の激しく予測が難しい時代を生きていく子どもたちには、ICT利活用能力を向上させることは不可欠です。日本の子どもたちは、日常の遊びの中でデジタル機器に慣れ親しんでいることから、周囲の大人の有効な支援により、学習における活用は学校と家庭のどちらにおいても、画期的に向上すると信じながら、本校でも、情報教育を推進してまいります。

(校長 山下 昌裕)

## 7月行事予定

日	曜	行 事	日	曜	行 事
1	土	読書週間(6/27~7/7)	12	水	道徳「いじめに関する学習」(4年)
2	日		13	木	
3	月	個人懇談(3/4日目)	14	金	登校指導,大掃除,給食終了
4	火	個人懇談(4/4日目)	15	土	
5	水		16	日	
6	木	SSW	17	月	海の日
7	金		18	火	卒業アルバム受渡,市内一斉防犯活動
8	土		19	水	SSW
9	日		20	木	終業式,仁川小まつり
10	月		21	金	夏休み(8/28まで)
11	火	ALT(5,6年),SC	22	土	

### 【翌月の主な予定】

- ・8月10日(木)~8月15日(火) 学校閉鎖(夏季節電休業日)
- ・8月29日(火) 2学期始業式

※上記はあくまで予定です。状況に応じて予定を変更する場合があります。

### 「都市計画道路 競馬場高丸線整備事業」に関するお知らせとお願い

この度、道路建設課より新たな説明を受けましたので、下記の通りお知らせとお願いをします。

- ・運動場南側が一部道路用地となるため、南門の移設を含む工事が7/21から始まる。2学期始業式より、南門を利用している児童は西門(R4年度整備済み)を利用することになる。登下校には階段を利用することになるのでくれぐれも気を付けること。また、夏季休業中は、運動場の南側2/3程度使用不可となる。
- ・運動場南側と仁川診療所に挟まれた道路が、自転車を除く車両通行止めとなる。これを受け、「仁川小学校停留所」が、運動場の東側道路に移設され、循環バスの乗降が下校時と重なることも予想される。加えて、一般車両のう回路ともなることから、正門から登下校する児童はくれぐれも気を付けて行動すること。また、下校時、お迎えのために校舎及び運動場東側道路に停車される車があるが、できる限りこの時間帯の駐車車はご遠慮願いたい。